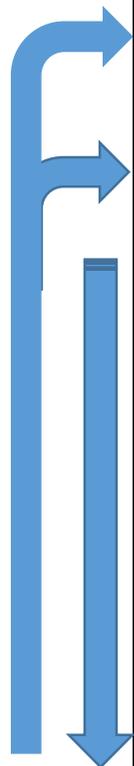


感染状況に対応した保育の取り扱い

【別紙】

1月8日第2版

感染拡大期



保育対応レベル	移行判断の目安	登園のあり方 登園率目安		家庭保育 支援	保育の状況等
レベル 3	新たな区内感染者が著しく増加し、区内において、保育施設等の休園が同時期に複数園発生	休園措置（応急保育）	5%	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保育料減免</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">育休復帰延長</div> </div>	「新しい日常における保育」 ◎社会生活維持者等への応急保育 ◎規模を縮小した保育（縮小保育）
レベル 2	新たな区内感染者が減少し、感染経路を追えているなどの状況を踏まえ、レベル3から概ね1～2か月経過後	登園自粛要請	25% ~60%		◎縮小保育
レベル 1	新たな区内感染者の増加が抑えられ、レベル2の状況から概ね1か月程度経過後	登園自粛のお願い	60% ~80%		◎通常保育
		家庭保育協力をお願い ○登園日数の減 ○保育時間短縮	80% ~100%		◎通常保育 感染予防と保育の質を両立し、子ども一人ひとりの心身共に健やかな成長と発達を保障する。

◆今後、区の感染状況に応じて、移行判断の目安や登園のあり方等を変更する可能性がある。

◆園において感染者が確認された場合は当該園の休園措置を検討する。